

国民年金保険料の「後納制度」は9月まで

後納制度とは？

期限までに納めることができなかった国民年金保険料を、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、申請月から遡って5年前の保険料まで納めることができる制度です。

後納制度のメリット

未納の保険料を納めることで、将来受け取る年金が増えたり、納付期間が不足していて年金を受給できなかった方が、年金の受給資格を得られたりする可能性があります。

後納制度を利用できる方

- ①20歳以上60歳未満の方で、申請月以前の5年以内に納め忘れの期間や国民年金に未加入の期間がある方
 - ②60歳以上65歳未満の方で、①のほか任意加入期間中に納め忘れがある方
 - ③65歳以上の方で、老齢基礎年金の受給資格がなく、任意加入中の方など
- ※60歳以上で既に老齢基礎年金を受給している方は申請できません。

後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料額は、納付しなければならなかった当時の保険料額に一定額が加算されます。

後納できる保険料の順序

後納できる保険料には納付の順序があり、過去5年前までの保険料のうち、最も古い分の保険料から納めていただきます。

【問合先】国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050 または
岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署 違反対象物公表制度

違反対象物公表制度とは、利用者が防火対象物の安全に関する情報を入手し、防火対象物の利用について適切に判断できるようにするため、重大な消防法令違反のある建物の違反内容などをホームページで公表するものです。羽島郡では平成31年4月1日から制度の運用を開始します。

公表の該当となる重大な消防法令違反とは、特定防火対象物（不特定多数の方が利用する建物、遊技場、飲食店、物販店、ホテル、病院、福祉施設など）のうち、消防法令により設置が義務付けられた消防用設備の「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が一切設置されていないと認められたものです。

公表する内容は、「公表対象物の名称と所在地」「公表該当違反の場所と内容」「公表を開始した日」です。

公表の時期は、消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合です。

なお、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

[建物関係者の方へ]

消防法令違反となる建物の例として、無届の増改築や別の建物との接続、窓などの開口部をふさいでしまうことが挙げられます。また建物によっては内装の変更でも重大な消防法令違反となる場合があります。建物の増改築、用途変更などを実施する場合は、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

